

最高裁秘書第330号

令和2年2月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



### 司法行政文書の開示についての通知書

令和元年11月20日付け（同月22日受付、第014484号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

#### 記

##### 1 提供する司法行政文書の情報等

- (1) 民事修習記録（抜粋）（片面で1枚）
- (2) 刑事修習記録（第1分冊）（抜粋）（片面で1枚）
- (3) 刑事修習記録（第2分冊）（抜粋）（片面で1枚）
- (4) 檢察修習記録（第1分冊）（抜粋）（片面で1枚）
- (5) 檢察修習記録（第2分冊）（抜粋）（片面で1枚）
- (6) 民事弁護修習記録（第1分冊）（抜粋）（片面で1枚）
- (7) 民事弁護修習記録（第2分冊）（抜粋）（片面で1枚）
- (8) 刑事弁護修習記録（抜粋）（片面で1枚）

##### 2 提供しないこととした部分とその理由

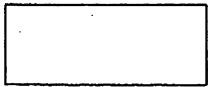
- (1) 1の(1)から(4)まで及び(8)の各文書には、公にすることにより試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（記録番号）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号イに定める不開示情報に相当す

ることから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

(2) 1 の(5)から(7)までの各文書には、公にすることにより試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（記録番号、記録内容に関する説明）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第6号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

### 3 提供の実施方法

写しの送付



要返却、複写禁止

令和元年 11 月

秘

# 民事修習記録

第 █ 号

司法研修所



要返却、複写禁止

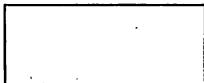
秘

# 刑 事 修 習 記 錄

第 [REDACTED] 号

(第1分冊)

司 法 研 修 所



要返却、複写禁止

秘

# 刑 事 修 習 記 錄

第 [REDACTED] 号  
(第2分冊)

司 法 研 修 所



要返却、複写禁止

秘

# 検 察 修 習 記 錄

第 [REDACTED] 号  
(第1分冊)

司 法 研 修 所

要返却、複写禁止

秘

# 検 察 修 習 記 錄

第 [REDACTED] 号  
(第 2 分冊)

司 法 研 修 所

要返却、複写禁止

令和元年 1 月

秘

# 民事弁護修習記録

第 [REDACTED] 号

(第 1 分冊)

司法研修所

要返却、複写禁止

令和元年11月

秘

# 民事弁護修習記録

第 [REDACTED] 号  
(第2分冊)

司法研修所



要返却、複写禁止

秘

# 刑事弁護修習記録

第 [REDACTED] 号

司法研修所